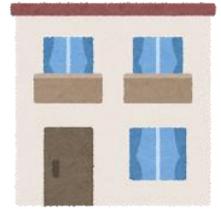


## 砂川市 経済対策

## 新型コロナウイルス感染症対策

## 中小企業者支援事業



【受付期間】令和3年3月9日(火)～令和3年7月31日(土)

### ①経営持続化 支援給付金

- ・補助額 300,000 円または500,000 円
- ・対象者 年間の事業収入が30%以上減少した中小企業者



令和元年1月から12月と、令和2年1月から12月までの事業収入額を比較して、30%以上減少している事業者に給付金を支給します(確定申告による)

(令和2年2月以降に開業した中小企業者には別途条件があります。詳細はお問合せください。)

【対象業種】(ア)食料品製造業(イ)印刷業(ウ)一般乗用・貸切旅客自動車運送業  
(エ)衣服・身の回り品・飲食料品小売業(フランチャイズ契約店を除く。)  
(オ)貸衣しょう業(カ)写真業(キ)宿泊業(ク)飲食店(ケ)理容・美容業(コ)葬儀業  
(サ)娯楽業

【受付期間】令和3年3月9日(火)～令和3年7月31日(土)

### ②店舗等確保 支援給付金

**拡充！！**

- ・補助額 月額最大 50,000 円(3ヶ月分の家賃を補助)
- ・対象 売上高が20%以上減少した月がある中小企業者



令和2年5月に新設した店舗等確保支援給付金による3ヶ月分の家賃補助を拡充します。※拡充分の支給を受けるには、改めて申請が必要です。

【対象業種】(ア)食料品製造業(イ)印刷業(ウ)一般乗用・貸切旅客自動車運送業  
(エ)衣服・身の回り品・飲食料品小売業(フランチャイズ契約店を除く。)  
(オ)貸衣しょう業(カ)写真業(キ)宿泊業(ク)理容・美容業(ケ)葬儀業(コ)娯楽業

支給には一定の条件があります。

ご不明点がございましたら、市のホームページをご覧ください。

お電話にてお問い合わせください。

砂川市 経済部 商工労働観光課 TEL : 0125-54-2121(内線347)



砂川市 HP はこちら